

(資料提供)

令和7年4月30日

交通政策課 石黒・松本

TEL : 076-225-1332 内線 : 3708

石川県地域公共交通等運行継続特別支援金の受付開始について

燃料価格の高騰の影響を受け、厳しい経営環境に直面しているバス事業者、タクシー事業者及び自動車運転代行業者の事業継続を支援するため、これら事業者が保有する車両の台数に応じた支援金を交付することとし、下記のとおり申請受付を開始しますので、お知らせします。

記

1 支援金の概要

対象事業者	交付対象車両	交付額 (1台あたり)
乗合バス事業者	次の路線等の運行の用に供する車両 ・ 路線バス及び県内特急バス ※小松空港連絡バス、定期観光バス、周遊観光バス、その他主に観光を目的とする路線は除く	15万円
タクシー事業者	タクシー事業の用に供する車両 (福祉輸送限定車両は除く)	5万円
自動車運転 代行業者	自動車運転代行業の用に供する随伴用自動車	3万円

2 申請について

受付期間

＜乗合バス事業者、タクシー事業者＞

令和7年5月1日（木）から5月30日（金）【消印有効】まで

＜自動車運転代行業者＞

令和7年6月2日（月）から8月29日（金）【消印有効】まで

申請先 石川県企画振興部 交通総合対策監室交通政策課 特別支援金担当

※郵送、窓口又は電子メールで受け付けます。

3 その他

- ・ 詳細は、交通総合対策監室交通政策課ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/shink/shienkin.html>